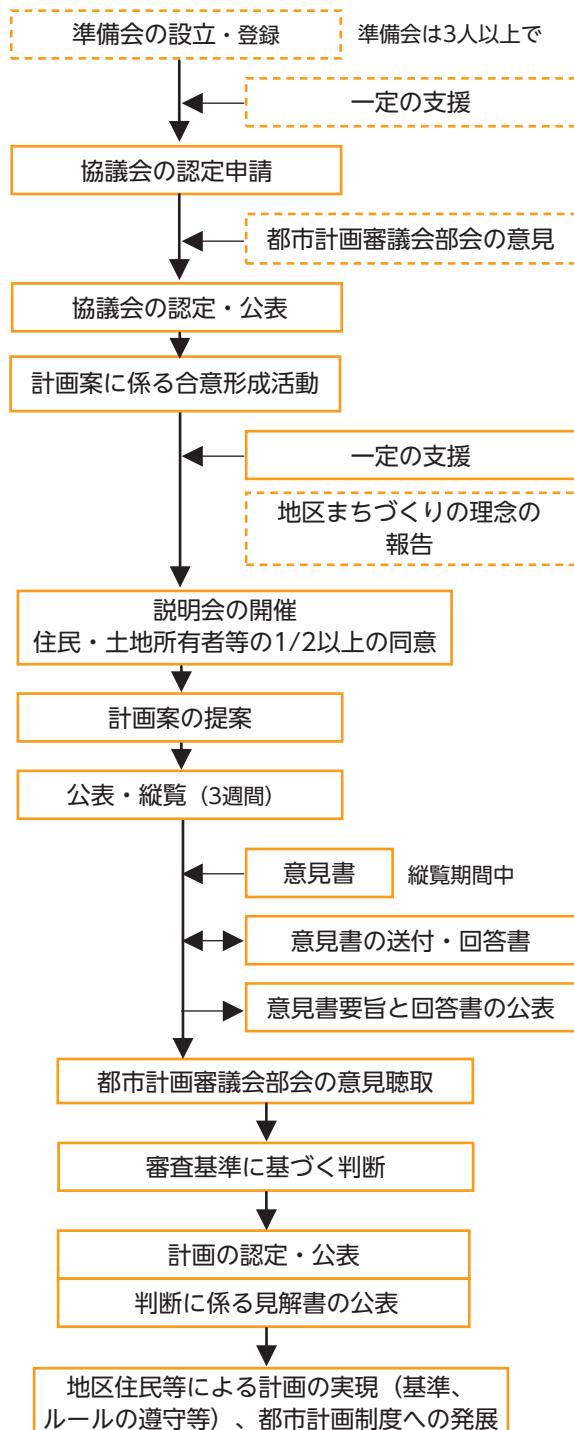


◇総合型地区まちづくり(第24条～第28条)

本条例では、身近な地区を単位とした住民による主体的なまちづくりが進められるよう、建築その他土地利用等に関するルールや基準等を定める計画（総合型地区まちづくり計画）に関する手続などを定めました。

●手続の流れ



●提案者

□ 総合型地区まちづくり計画案は、認定された総合型地区まちづくり協議会が提案できます。

●協議会の認定要件

- ① 設立の目的が本条例の目的に即していること
- ② 計画の対象地区が決まっていること
- ③ 設立の目的について、地区住民の1/10以上の同意または十分な説明と意見聴取を行い、設立の目的に反映させていること
- ④ 地区の住民等で構成され、地区全体からの参加があること
- ⑤ 地区の住民等の参加の機会が保障されていること
- ⑥ 代表者、会計等の役員や会則が決まっていること
- ⑦ 上記のほか区長が必要と認める要件を満たしていること

●計画案の提案要件

- ① 地形地物で区分される一定のまとまった土地または対象地区的面積がおおむね3,000m²以上
- ② 地区住民の1/2以上かつ土地所有者等の1/2以上の同意（地積合計も1/2以上）

●計画の認定等

- ① P.7の審査基準により判断します。
- ② 区は、計画を認定したときは公表します。
- ③ 地区住民等は、認定された計画のルール、基準等を遵守し、地区のまちづくりを進めます。
- ④ 区は、地区住民等と協力し、計画を推進するために地区計画等の都市計画制度の活用に努めます。

●準備会

□ 当該地区の住民等3人以上で準備会を設立し、区に登録すると、協議会設立のためのまちづくりの支援を受けることができます。